

○公 告

猟銃等講習会（初心者）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する猟銃等講習会（許可を受けようとする者を対象）を次のとおり開催します。

令和7年6月5日

愛媛県公安委員会委員長 佐 伯 鈴 乃

1 開催日時

令和7年7月12日（土） 午前10時から午後5時までの間

2 開催場所

愛媛県新居浜市久保田町3丁目9番8号
新居浜警察署 3階講堂

3 受講対象者

初めて猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者

4 受講資格

愛媛県内に住所を有する者

5 定員

30名程度

6 受講申込手続

(1) 受講申込受付期間

令和7年6月13日（金）から令和7年7月4日（金）までの間の
午前9時から午後4時30分まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）

(2) 受講申込書の提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(3) 提出書類等

ア 申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則様式第19号） 1通

イ 写真 1枚（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）

ウ 手数料 6,900円（愛媛県収入証紙により納付）

※ 申込時に本人確認のため身分証明書等を確認することがあります。

7 講習会の内容

講習は、

- ・ 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- ・ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

について実施し、講習終了後に学科試験を実施します。

学科試験に合格した者には、当日講習修了証明書を交付します。

8 その他

- (1) 受講申込時に交付したテキストを持参してください。
- (2) 講習終了後に学科試験を実施するため、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等）を持参してください。
- (3) 新居浜警察署は駐車場がありませんので、当日は公共交通機関を利用するか、車両を利用する場合は、新居浜警察署南側の新居浜市総合福祉センター東側及び南側駐車場を借り上げていますので、そちらに駐車してください。

9 問合せ先

愛媛県警察本部生活安全部生活環境課許可事務等指導室保安・営業・支援係（電話089-934-0110(内線3184、3185)）又は愛媛県内各警察署生活安全課（刑事生活安全課）